

令和5年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 令和5年4月18日(火) 午前11時30分～11時53分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向 田 直 範 委員(本審査会にて会長に選出)
矢 吹 徹 雄 委員(本審査会にて副会長に選出)
伊 藤 育 子 委員
金 田 慎 吾 委員
西 野 悦 子 委員

[事務局] 総務部長 大塚 隆宣
同部総務課長 東 邦彦
同課文書・法制担当 主査 江部 靖
同課文書・法制担当 主事 藤本 夏樹

傍聴者 1人

議 題

- 1 委嘱状交付
- 2 会長・副会長の選出
- 3 【報告】令和4年度 石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況

○第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

- 【東課長】 皆様、大変お待たせいたしました、定刻でございます。
本日は、何かとご多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
令和5年度第1回目の審査会となりまして、この4月から、審査会委員の新しい任期が始まります。
後ほど、会長・副会長の選出を行っていただきますが、それまでの間、私たち事務局の方で審査会を進行させていただきたいと思っております。
私、総務課長の東と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、令和5年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。
本日の審査会は、お手元の会議次第に沿って、進めさせていただきたいと思っております。
皆様のお手元には、お一人ずつマイクを用意しております。
これは、マイクで発言された内容を、パソコンのソフトが自動で議事録を作成するものでございます。
ご発言の際には、マイクをご使用くださいますようご協力お願いいたします。
次に、委嘱状の交付に移ります。
皆様の席の方に、加藤市長が向かいますので、ご自身の順番になりましたら、ご起立のほどお願い申し上げます。
市長、よろしくお願ひいたします。
- 【市長】 = 委嘱状の読み上げ、交付 =
- 【東課長】 加藤市長、ありがとうございました。
加藤市長は、この後、公務がございますので、恐縮でございますが、ここで退席をさせていただきます。
- 【市長】 申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。失礼します。
- 【市長退出】
- 【東課長】 改めまして、本日は、新たな任期の最初の会議ということで、自己紹介の方をさせていただきたいと思っております。
初めに、事務局の方から紹介をさせていただきたいと思っております。
- 【大塚部長】 総務部長の大塚と申します。2年目になります。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 【東課長】 改めまして、総務課長の東でございます。
私、3年目の事務となります。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 【事務局】 総務課主査の江部と申します。
私も、3年目となります。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 【事務局】 総務課主事の藤本と申します。
私、2年目となります。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 【東課長】 次に、委員の皆様の自己紹介をお願いします。
向田委員から順に、お願ひいたします。
- 【向田委員】 はい。向田直範と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
委員の名簿にありますように、平成11年の第1回から24年間、矢吹委員とともに審査会に携わってまいりました。

- 今後また3年間、よろしく願いいたします。
- 【矢吹委員】 矢吹徹雄と申します。
向田委員と同じように、この審査会ができた平成11年4月から委員をしております。
3年間、よろしく願いいたします。
- 【伊藤委員】 人権擁護委員をしております、伊藤育子と申します。
令和3年の10月から委員をしております。
3年間、どうぞよろしく願いいたします。
- 【金田委員】 今年度から新任で、この委員を担当する事となりました、金田と申します。
どうぞ、よろしく願いします。
- 【西野委員】 石狩市内で司法書士をしております、西野悦子と申します。
今年度から委員を務めさせていただきます。
どうぞよろしく願いします。
- 【東課長】 皆様、ありがとうございました。
これより先は、大変恐縮ですが、座って進行させていただきます。
次に、当審査会の会長・副会長の選出に移りたいと思います。
選出の方法は、審査会条例では、「会長・副会長は、委員の互選により定める」とされています。
委員の皆様から、選出の方法について、何かご意見はありますでしょうか？
- 【伊藤委員】 = 挙手 =
- 【東課長】 伊藤委員、どうぞ。
- 【伊藤委員】 会長、副会長ともに、事務局に一任したいと思います。
- 【東課長】 はい。ありがとうございます。
ただ今、伊藤委員から、「事務局一任」というご意見がありました。
他にご意見、ございますでしょうか。
- 【各委員】 = 異議なし =
- 【東課長】 ありがとうございます。
- 【大塚部長】 はい。それでは、他にご意見が無ければ、事務局といたしましては、引き続き、会長に向田委員を、副会長に矢吹委員をお願いしたいと考えております。
委員の皆様、いかがでしょうか。
- 【各委員】 = 異議なし =
- 【東課長】 はい。それでは、会長には向田委員、副会長には矢吹委員ということで、拍手にてご承認お願いいたします。
- 【各委員】 = 拍手 =
- 【東課長】 はい。それでは、会長と副会長が決まりましたので、委員の皆様には、大変ご面倒をおかけしますが、係の案内に従いまして、席の移動をお願いします。
- 【各委員】 = 席の移動 =
- 【東課長】 はい。大変ご面倒をおかけしました。
改めまして、向田会長より、一言お願いしたいと思います。

- 【向田会長】 はい。向田でございます。
先ほどお伝えしたとおり、第1回目から24年間、委員をしております。
3年間どうぞよろしく願いいたします。
- 【東課長】 向田会長、ありがとうございました。
これより先は、向田会長に議事の進行をお願いしたいと思います。
向田会長、よろしく願いいたします。
- 【向田会長】 はい。それでは、本日の審議よろしく願いいたします。
まず、事務局から、本日の議題について説明をお願いいたします。
- 【東課長】 はい。会議次第の「報告」についてです。
令和4年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況について
報告させていただきます。
なお、本日の審査会は、「公開」の会議となりますので、ご報告いた
します。
- 【向田会長】 はい。それでは、報告事項についてお願いいたします。
- 【事務局】 はい。私の方から説明をさせていただきます。
まず、使う資料でございますが、A4版の横の資料「令和4年度石狩
市情報公開・個人情報保護制度実施状況」になります。
それでは、説明に入ります。
1枚目、左が情報公開制度、右が個人情報保護制度の開示状況となっ
ています。
情報公開制度につきましては、昨年度は市長部局が27件、教育委員会
が1件ということで、トータルで28件でした。
その内訳としましては、全部開示が5件、一部開示が12件、該当文書
が存在しない不存在が8件、開示請求の取下げが3件となっています。
続きまして、右側の個人情報保護制度につきましては、昨年度は市長
部局が2件のみで、トータルも2件でした。
その内訳としては、一部開示が2件となっています。
これらの請求の内訳については、A3版の別紙の内訳のとおりとなっ
ております。この場では、説明を省略させていただきます。
次に2枚目にまいります。
個人情報保護条例第10条第5号の適用結果について報告いたします。
この件につきましては、市長部局で2件ありました。いずれも過去の
審査会で諮問、承認を受けた案件と同様の内容となっております。
なお、個人情報保護条例については、改正後の「個人情報の保護に関
する法律」が、この4月1日より施行となったのに併せて廃止されてお
り、個人情報保護条例第10条第5号の適用結果については、今回は参考
資料として報告しましたが、今回で最後となります。
ちなみに、個人情報の利用及び提供について今後は、個人情報の保護
に関する法律第69条第2項の規定に基づき、運用することになります。
説明につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。
- 【向田会長】 はい。ただ今の報告について、何か質問等ございましたら、ご自由
をお願いいたします。
- 【矢吹委員】 矢吹ですが、よろしいでしょうか。
内訳資料の整理番号1番の「令和4年度予算について」のところで、
上の段と下の段に分かれており、上の段では全部開示となっているの

に、下の段の2のところ、「有害鳥獣対策協議会がある場合はその予算書」に続いて、3、4とありますけれども、そこでは不存在となっておりますよね？

同じ文書が整理番号4で存在して開示していますが、どういうことですか？

【事務局】 はい。整理番号1番の内、上の段で「全部開示」したのものについては、有害鳥獣対策に関し、市が権限を持つ書類が既に存在していたため、全部開示することができましたが、下の段の「不存在」となっている部分につきましては、この「有害鳥獣対策協議会」が市とは別の組織であることから、開示請求があった時点では、予算書が作られておらず、不存在という形で対応いたしました。

この時点で不存在と回答した部分につきまして、後日、業者の方から同様の請求が整理番号4番として来ており、その時点では予算書ができていまして、全部開示という形で対応しております。

事務局からは、以上です。

【向田会長】 以前、この審査会で、石狩湾風力発電に関する案件について取り扱いましたが、その後何か関連したものはありましたか？

【事務局】 はい。それは、令和2年度に審査請求があり、令和3年度に審査会で審査いただいた案件になりますが、審査会の判断をいただき市長の裁決を経て開示した以降、その後先方から動きは無い状況になっております。

【向田会長】 わかりました。その他、いかがでしょうか？よろしいですか？

はい。ありがとうございました。その他、事務局の方から何かあれば、どうぞお願いいたします。

【東課長】 はい。私の方から2点ほどご報告させていただきます。

まず、1点目といたしまして、新たな委員の方がいる中で前後し、大変恐縮ではございますが、昨年9月の審査会で審議いただきました、「個人情報保護に関する法律の改正に伴う石狩市個人情報保護制度の見直しについて」ですが、令和4年12月第4回石狩市議会定例会におきまして、「石狩市個人情報の保護に関する法律施行条例」として可決されております。

先ほどご説明申し上げましたが、この4月から施行されておりますので、ご報告させていただきます。

2点目といたしましては、この度の改正に併せまして、情報公開をする際のコピーサービスの料金の見直しを行っております。

見直し前の状況でございますが、白黒のコピーが、道内35市の内、本市を含む6市が20円となっておりまして、他方、29市が10円となっておりますので、これを見直しまして、この4月から、本市におきましても、コピーサービスの料金を10円と変更しておりますので、ご報告申し上げます。

最後に、審査会の開催の予定についてですが、定期的な開催は、年度当初に開催されます、この度の1回となっております。

この他、情報公開や個人情報の開示請求に対する市の決定に対して審査請求が生じた場合、不定期の開催となりますが、その際には、委員の皆様にお集まりいただくこととなるかと存じます。

その際は、どうぞよろしく願いいたします。
私からは以上です。

【向田会長】

はい。ありがとうございました。

今回の審査会は、形式的なものなので、実際の決定事項等があった場合に、いずれかまた話があるかもしれませんが、本日はこれを持ちまして、審査会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

議事録確定 令和5年4月24日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印